

平成30年11月15日

各 課 長
会 計 管 理 者 様
教 育 次 長
議 会 事 務 局 長

町 長 池 田 洋 光

2019年度（平成31年度）の予算編成方針について

国の2019年度（平成31年度）予算の概算要求の基本方針においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再建計画」に基づき、経済再生と財政健全化の両立に向けた歳入・歳出改革の取り組みが進められています。

そのような中、地方財政については、幼児教育の無償化や待機児童の解消等の人づくり革命の実現に向けた取り組みを進めるとともに、地方創生の推進のための安定的な税財源基盤を確保するとされているところです。

一方、高知県においては、5つの基本政策と3つの横断的な政策について具体的な成果の追及に取り組むとともに、近年多発している豪雨災害について、ハード・ソフト両面の対策を推進する予算編成に取り組んでいます。

当町の来年度予算の編成にあたっては、こうした国・県の動向を注視し、積極的な情報収集に努め、確実に予算へ反映していく必要があります。

当町においては、まちの基本目標である『海の魅力 山の魅力 川の魅力 協働でつくる誇りのもてるまち』の実現のために、現在直面している少子高齢化・人口減少問題や南海トラフ地震対策、地場産業の振興などといった各分野における喫緊の課題について取り組みを進めていかなければなりません。

また、本町の最重要課題である南海トラフ地震対策については、地域防災計画に沿った公共施設移転等事業などハード面の対策、揺れ対策や命をつなぐ対策などのソフト面における対策のさらなる推進を図りつつ、すべての事業において防災・減災の視点を取り入れていくことが不可欠です。

さらに、2019年度（平成31年度）は「中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間の最終年度に当たることから、目標達成に向けて着実に施策を実行し、成果を上げていくことが求められます。

一方で、当町の財政状況は、歳入面では、普通交付税の合併算定替えの縮減の

影響によって、一般財源収入は2020年度まで減少を続ける見込みとなっています。歳出面では、公共施設移転等事業を始めとした南海トラフ地震対策などの大型事業を実施しており、後年度の地方債償還の影響から中期的な財政収支見通しにおいては、一般財源の確保が厳しい時期が出てくる見込みとなっています。

職員一人ひとりがこうした状況を十分認識したうえで、下記の重点施策に取り組むとともに、既存事業の見直し等をおこない、一般財源の抑制に取り組みつつ、真に住民ニーズに沿った事務事業の実施に向けて来年度の予算編成に取り組んでください。

1 2019年度（平成31年度）予算における重点施策について

中土佐町総合振興計画に掲げるまちづくりの基本目標である『海の力 山の力 川の水 協働でつくる誇りのもてるまち』に基づき、次の重点施策に積極的に取り組んでいきます。

（1）安心安全なまちの基盤の整備

- 南海トラフ地震対策の推進
- 公共施設の移設等整備の推進
- 移住・定住対策の推進
- 道路等インフラ整備の推進

（2）活気ある地場産業の振興

- 観光振興施設の魅力向上
- 新規就業者および後継者育成の推進
- 地域ブランド形成の推進

（3）健やかでぬくもりのあるまちづくり

- 子育て支援の充実
- 高齢者福祉の充実
- 地域福祉の推進

（4）輝く人材と文化を育むまちづくり

- 防災教育および英語教育の充実
- 中土佐検定による基礎学力向上の推進
- 重要文化的景観の活用と芸術の振興

(5) 協働のまちづくりと健全な行財政運営

自主防災組織との協働による地域防災力の強化

集落活動センターなど地域活動の推進

職員の資質向上及び能力開発の推進

各課は、それぞれの事業について、創意工夫により大きな成果が得られるように努めて下さい。

2 歳入について

町税、使用料、手数料等の自主財源の確保、充実に努めてください。

特に、町税については、前年度水準を上回る徴収率の確保に努めてください。使用料、手数料等については、受益者負担の今後のあり方を含め、見直しについても十分に検討を行ってください。町が所有する土地・建物など、未利用財産については積極的に処分を行ってください。

また、一般財源の抑制をはかるため、国・県の予算編成や行財政制度の動向等を的確に把握し、国・県支出金を有効に活用するように努めてください。

3 歳出について

重要事業や新規事業は国、県の動向をよく見極め、関係部署と調整協議を行って下さい。普通建設事業の選択にあたっては、その重要性・緊急性を慎重に検討のうえ、優先度を的確に判断し見積もってください。また、経常的な経費は漫然と例年どおりの見積りとせず、費用と効果の再点検を行ったうえで、事業の見直しを含めて検討し、必要な経費であっても創意工夫を行うなど、コストの削減に努めてください。

また、利用頻度の低い施設等については除却を含めた施設の運営方針の検討を積極的に進めてください。

4 特別会計について

一般会計と同様の方針としますが、特別会計の設置目的をよく理解し、長期的な経営の健全化並びに財政の健全化に努め、安易に一般会計からの繰出金に依存することなく、収支均衡となるよう留意して下さい。

なお、予算編成にあたっての一般的事項については別途通知します。